

東村公認ガイド利用推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東村公認ガイド利用推進条例（令和5年東村条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、エコツアーの種類は、別表第1のとおりとする。また、同表に記載されているもの以外に、新たにエコツアーに当たると考えられるガイドツアーが出てきた際には、村長は、その都度、関係機関等に意見を聴取し、認定が必要なエコツアーであるかの判断を行うこととする。

(登録エコツアー事業者の登録申請等)

第3条 条例第9条第1項の規定により登録エコツアー事業者として登録を行おうとする者は、東村登録エコツアー事業者登録申請書（第1-1号様式）に必要事項を記入し、別表第2に定める関係書類を添えて、村長が指定する登録申請期間内に、申請しなければならない。

2 登録エコツアー事業者に所属している認定ガイドが、独立をし、新たに登録エコツアー事業者として登録する場合には、別表第2のエコツアーの開催実績を証明する書類の提出に関しては1年間の猶予を与え、仮登録扱いとし、猶予期間内に要件を満たさない場合には登録取消しとなる。

3 村長は、第1項の登録申請期間は、最低1か月間以上設けなければならない。

4 条例第11条の規定による変更の届出は、東村登録エコツアー事業者登録申請書に変更後の内容を記載し、当該変更に係る事実を証する書類を添えて行わなければならない。

5 条例第12条の規定により登録の更新を行おうとする登録エコツアー事業者は、東村エコツアー事業者登録申請書に別表第3に掲げる要件を満たすことを証する書類を提出しなければならない。

6 村長は、登録エコツアー事業者が登録の更新を受けようとする際に別表第3の更新基準に適合しないと認められる場合は、条例第10条に準じ、その更新を受け入れないことができる。

7 条例第13条の規定により登録書等の再交付を受けようとする者は、認証書類等再交付申請書（第2号様式）を村長に提出しなければならない。

8 登録エコツアー事業者が、条例第14条の規定により、エコツアー事業を一時的に休止する場合には、一時休止届け書（第3号様式）を村長に提出しなければならない。

- 9 前項で一時休止したエコツアー事業の再開は、東村登録エコツアー事業者再登録申請書（第4号様式）を村長に提出しなければならない。なお、エコツアー事業再開に当たっては、別表第3の更新要件のうち、エコツアー実績記録簿（第7-3号様式）以外全て満たしている場合には、事業を再開した年度内の仮登録とする。仮登録期間内に全ての要件を満たした時点で正式な登録エコツアー事業者となる。
- 10 条例第15条第1項第1号の規定による登録の取消しの申出は、認証取消/抹消届出書（第5号様式）に登録書等を添えて行わなければならない。
- 11 村長は、条例第15条第1項第2号から第6号までの規定により登録エコツアー事業者の登録の取消しを行う際には、その理由を付し、その旨を、当該処分を受けたエコツアー事業者に東村登録エコツアー事業者登録取消し等通知書（第6号様式）により通知するものとする。
- 12 前項の規定により通知を受けた登録エコツアー事業者は、通知を受けた日から起算して20日以内に、登録書等を村長に返納しなければならない。

（公認ガイドの認証等）

- 第4条** 条例第17条第1項の規定による認証を受けようとする者は、東村公認ガイド認証申請書（第7-1号様式）に必要事項を記入し、別表第4に定める関係書類を添えて、村長が指定する申請期間内に申請しなければならない。
- 2 村長は、前項の申請期間は、最低1か月間以上設けなければならない。
 - 3 条例第19条の規定による変更の届出は、東村公認ガイド認証記載事項変更届出書（第8号様式）に、当該変更に係る事実を証する書類を添えて行わなければならない。
 - 4 条例第20条の規定により公認ガイドの認証の更新を行おうとする者は、東村公認ガイド認証申請書に別表第6に掲げる要件を満たすことを証する書類を提出するものとする。
 - 5 条例第17条第3項で定める認証の有効期間は、認証を受けた日から起算して3年間とする。ただし、年度途中で認証を受けた場合は、年限を経過した年度の5月31日までとする。
 - 6 村長は、公認ガイドの認証の更新を受けようとする者が別表第6の更新基準に適合しないと認められる場合は、条例第18条に準じ、その更新を受け入れないことができる。
 - 7 条例第21条の規定による認証証書等の再交付を受けようとする者は、認証書類等再交付申請書（第2号様式）を村長に提出しなければならない。
 - 8 公認ガイドは、前項の申請をした後、滅失した認証証書等を発見したときは、遅滞なく、これを村長に返納しなければならない。
 - 9 条例第22条の規定により、公認ガイドの認証を受けた者が、病気、介護、出産、勉学等の理由

により、その業務を3年以内の期間でガイド業を休止するときは、一時休止届け書（第3号様式）を村長に提出し、承認を得なければならない。

10 ガイド業の再開を行う際には、東村公認ガイド再認証申請書（第9号様式）を村長に提出しなければならない。なお、ガイド業再開に当たっては、別表第6の第4項及び第5項を満たしていれば1年間の仮認証とし、仮認証期間内に全ての要件を満たした時点で認証証書等を交付する。

11 条例第23条第2項の規定による届出は、認証取消／抹消届出書（第5号様式）に認証証書等を添えて行わなければならない。

12 条例第23条第1項第5号又は第3項の規定による場合は、東村公認ガイド認証抹消等通知書（第10号様式）により通知するものとする。

13 前項の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して20日以内に、認証証書等を村長に返納しなければならない。

（手数料）

第5条 申請に係る手数料は、納付を受けた後、いかなる理由があっても返還しない。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）（東村で認定を受けるエコツアーの種類）

エコツアーの種類	利用フィールド等
1 水域において人力で操船をするボート等（カヤック、カヌー、スタンドアップパドルボード等）で東村内の自然・文化資源を観察・体験するガイドツアー	慶佐次川のマングロブ域、東村内の海域、福地ダム湖面、福地川等
2 リバートレッキング等の水辺で東村内の自然・文化資源を観察・体験するガイドツアー	福地川及びその支流、新川川等
3 徒歩や軽車両等を用いて東村内の自然・文化資源を観察・体験する陸域のガイドツアー（森林トレッキング、里山散策、自然観察等）	東村ふれあいヒルギ公園遊歩道、東村内の村有林及び国有林、国道・県道・村道・農業用道路等の公道等
4 その他第2条第2項のエコツアーに当てはまるもの	東村内の適切な自然資源、文化資源

まるガイドツアー	
5 第1項から第4項までのガイドツアーを2つ以上組み合わせたもの	各エコツアーの組合せによる

別表第2（第3条関係）（登録エコツアー事業者として登録する際の必要書類）

要件	書類
1 東村内に事業所、又は本店の住所があることを証明する書類	個人事業主：開業届けの写し 法人：登記事項証明書の写し
2 村長が証する納税証明書の写し	個人事業主：代表の村税の納税証明書の写し 法人：法人住民税（村税）の写し
3 登録申請以前の直近1年間の年間100日以上のエコツアーの開催実績	エコツアー実績記録簿（第7-3号様式）
4 エコツアー中に発生し得る事故に対応する損害補償額1億円以上の損害賠償保険に加入していることを証明する書類	損害賠償保険の保険証の写し等
5 エコツアー利用者のための傷害保険に加入していることを証明する書類	傷害保険の保険証の写し等
6 所属する公認ガイド及び公認を受けていない所属ガイドの一覧	所属エコツアーガイド名簿（第1-3号様式）
7 エコツアー事業を行う上で必要と考えられる法令に基づく届出をしていることを証明する書類	別表第1第1項に類するエコツアー：沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確認等に関する条例に基づく「プレジャーボート提供業の届出書」の写し 別表第1に掲げられているエコツアー全般：利用するフィールドにおいて必要である届出等の写し

別表第3（第3条関係）（登録エコツアー事業者の更新要件）

要件	書類
1 村長が証する納税証明書の写し	個人事業主：代表の村税の納税証明書の写し 法人：法人住民税（村税）

2 更新申請以前の直近1年間の年間100日以上のエコツアーの開催実績	エコツアー実績記録簿（第7-3号様式）
3 エコツアー中に発生し得る事故に対応する1億円以上の損害賠償保険に加入していることを証明する書類	損害賠償保険の保険証の写し等
4 エコツアー利用者のための傷害保険に加入していることを証明する書類	傷害保険の保険証の写し等
5 所属する公認ガイド及び公認を受けていない所属ガイドの一覧	所属エコツアーガイド名簿（第1-3号様式）

別表第4（第4条関係）（公認ガイドの認証に必要な要件と提出書類）

認証の種類	要件	書類
登録ガイド	1 申請者の身分を証明する書類	住民票（3か月以内）の写し
	2 登録時までに消防が行っている普通救命講習以上の講習の受講経験がある。 ※「普通救命講習以上」の基準は関係機関の判断に委ねる。	過去1年以内の左記の講習等の受講修了証 あるいは有効期間内の各種救命講習の認定証の写し等
	3 地域集落等が主催する行事・活動等への積極的な参加	地域貢献活動証明書（第7-2号様式） 地域に貢献するボランティア活動に申請前1年以内に6回以上参加
	4 登録ガイドとして十分なファシリテーション能力、知識及び技術を有している。	エコツアー実績記録簿（第7-3号様式） 直近3年間で30回以上のエコツアーの実施経験 東村公認ガイド技能証明書類（第7-4号様式） 各種エコツアーを実施する上で必要と考えられる知識や技術を有することを証する書類 別表第5に掲げる公認ガイド基礎学習会へ

		の参加証明
	5 第7-5号様式に掲げるガイド事業 共通ルールへの同意	東村公認ガイド事業共通ルール同意書（第7-5号様式）
	6 利活用する地域資源のフィールド利用ルールへの同意	東村公認ガイド地域資源フィールド利用ルール同意書（第7-6号様式）
	7 東村認定ガイド2人からの推薦	公認ガイドとしての資質に関する推薦状（第7-7号様式）
	8 ウェブサイト等の広報物による周知等に対する同意	認定を受けるガイド活動に関する広報用の情報（第7-8号様式）
認定ガイド	1 申請者の身分を証明する書類	住民票（3か月以内）の写し
	2 登録時までに、消防が行っている上級救命講習の受講経験、又は日本赤十字社の赤十字救急法救急員、若しくは野外災害救急法（WMA J主催のWFAベーシックレベル以上）の認定資格を有している。	過去1年以内の左記の講習等の受講修了証あるいは有効期間内の各種救命講習の認定証の写し等
	3 地域集落等が主催する行事・活動等への積極的な参加	書類地域貢献活動証明書（第7-2号様式） 地域に貢献するボランティア活動に申請前1年以内に6回以上参加したことを証する
	4 認定ガイドとして十分なファシリテーション能力、知識及び技術を有している。	エコツアー実績記録簿（第7-3号様式） 直近1年間で100回以上のエコツアーの実施経験 東村公認ガイド技能証明書類（第7-4号様式）各種エコツアーを実施する上で必要と考えられる登録ガイドよりもより高度な知識や技術を有することを証する書類 別表第5に掲げる公認ガイド基礎学習会への参加証明
	5 第7-5号様式に掲げるガイド事業	東村公認ガイド事業共通ルール同意書（第

	共通ルールへの同意	7-5号様式)
	6 利活用する地域資源のフィールド利用ルールへの同意	東村公認ガイド地域資源フィールド利用ルール同意書 (第7-6号様式)
	7 東村認定ガイド2人からの推薦	公認ガイドとしての資質に関する推薦状 (第7-7号様式)
	8 ウェブサイト等の広報物による周知等に対する同意	認定を受けるガイド活動に関する広報用の情報 (第7-8号様式)

別表第5：第4条関係（公認ガイドの認証に必要な要件と提出書類）

受講期間	講習会等
1 公認ガイド登録をしようとする日から遡って1年以内	<p>東村又は関係団体等が主催する公認ガイド基礎学習会</p> <p>公認ガイドとして必要な東村内の自然や文化、歴史などに関する知識についての学習会持続可能なアウトドア活動をする上で必要な知識に関する学習会（「Leave No Trace」など）</p> <p>※公認ガイドによるワークショップ形式の学習会</p>
2 公認ガイド登録の有効期間内 (更新時に必要)	<p>東村又は関係団体等が主催する公認ガイドスキルアップ講習会</p> <p>公認ガイドとして必要な救急救命技術等のスキルアップ講習会への定期的な参加（登録ガイド年2回以上／認定ガイド年4回以上）</p> <p>※NPO法人東村観光推進協議会エコツアーリズム部会主催のレスキュー訓練等の関係機関が認めた講習会</p> <p>世界自然遺産やSDGs等に関する公認ガイドにとって必要な知識に関する専門家を招へいた講習会 (年1回以上)</p>

別表第6（第4条関係）（公認ガイドの更新要件）

更新要件	
1	認証期間中に年1回以上の公認ガイド基礎講習会への参加
2	認証期間中に別表第5に掲げる規定回数以上のスキルアップ講習会への参加
3	エコツアー実績記録簿（第7-3号様式）（認証期間中のいずれか1年に登録ガイド10回以上/年、認定ガイド100回以上/年）
4	救急救命の知識・技術の習得（別表第4の救急救命講習等の受講又は資格の習得）
5	東村公認ガイド技能証明書類（第7-4号様式）各種エコツアーを実施する上で必要だと考えられる知識や技術を有することを証する書類
6	地域貢献活動証明書（第7-2号様式）認証期間中に年6回以上の地域に貢献するボランティア活動への参加

第1-1号様式（第3条関係）
第1-1号様式（第3条関係）

東村登録エコツアー事業者登録申請書				
東村長 宛		年 月 日		
東村公認ガイド利用推進条例第9条第1項（又は第12条第1項）の規定により、東村における登録エコツアー事業者の登録認証（又は認証の更新）を受けたく、次のとおり申請します。				
申請者	住所	（個人事業主にあつては開業届の納税地の住所） （法人にあつては法人登記申請書の本店の住所）		
	氏名	（個人事業主にあつては代表者氏名又は屋号） （法人にあつては法人名及び代表者の氏名）		
	連絡先	電話番号	印	
		FAX番号		
		E-mail		
申請の種類 ※該当する種類に○を付ける。	1 新規（東村公認ガイド利用推進条例第9条第1項の規定による申請）			
	2 更新（東村公認ガイド利用推進条例第12条第1項の規定による申請）			
更新事業者の確認 ※更新の場合のみ記載	登録年月日	年 月 日		
	登録番号			
エコツアー事業を行うための 営業所、施設等	名称			
	住所			
	連絡先等	電話番号		
		FAX		
		E-mail		
HP				
所属ガイド数	登録ガイド	人		
	認定ガイド	人		
	その他ガイド	人		
該当するエコツアー の種類 （施行規則別表第1）	1）水域において人力で操船するボート等を用いるガイドツアー			
	2）リポートレッキングやシャワークライミング等の水辺を散策するガイドツアー			
	3）森トレッキングや里山散策等の陸域の散策を行うガイドツアー			
	4）その他施行規則第2条第2項のエコツアーに当てはまるガイドツアー			
	5）上記1）から4）までのガイドツアーを2つ以上組み合わせたもの			
登録エコツアー事業者として利活用する村内の全ての自然観光資源 ※利用する全ての自然観光資源に○を付ける／13.その他には具体的な資源名を記入すること				
1 慶佐次川のマングローブ	2 ヒルギ公園遊歩道	3 有銘湾		
4 福地ダム	5 カタナパー	6 ウコール山		
7 福地川周辺	8 博物館周辺	9 ウッパマビーチ		
10 新川川	11 玉辻山登山道	12 ながはま海岸		
13 その他（	）			

登録エコツアー事業者として提供する全てのアクティビティ
 ※提供する全てのアクティビティに○を付ける

1 カヌー・カヤック	2 リゾートトレッキング/シャワークライミング	3 自然・生き物観察
4 スタンドアップパドル	5 サバニ体験	6 シュノーケリング
7 サイクリング	8 森トレッキング	9 釣り
10 星空観察	11 里山散策	12 磯遊び
13 その他のアクティビティ ()		

添付書類 申請に当たっては、新規の場合には施行規則別表第2、更新の場合には別表第3に記載されている書類を添付すること。

第1-2号様式(第3条関係)
第1-2号様式(第3条関係)

東村におけるエコツアー事業の年間実績報告書

年 月 日

東村長 宛

東村公認ガイド利用推進第条例第9条の規定により、東村でのエコツアー事業の年間実績を、次のとおり報告します。

事業者

報告者

住所

連絡先

年度(西暦)

年度)

月	利用した自然観光資源別集計						合計	
	資源名称		資源名称		資源名称			
	日数(日)	客数(人)	日数(日)	客数(人)	日数(日)	客数(人)	日数(日)	客数(人)
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
1								
2								
3								
						合計		

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 現場代理人が申請する場合は、当該法人の代表者及び現場代理人が押印すること。
- 4 月ごとの自然観光資源又は観光案内人の欄が不足する場合は、適宜行を追加して記載すること。

第1-3号様式（第3条関係）
第1-3号様式（第3条関係）

所属エコツアーガイド名簿

年 月 日

東村長 宛

東村公認ガイド利用推進条例第9条（又は第12条）の規定により、本事業所に所属するエコツアーガイドについて、次のとおり報告します。

報告者 事業者
住所
連絡先 電話番号
FAX番号
E-mail

年度（西暦 年度） 月現在

No	氏名	種別（登録/認定/非公認）	登録・認定番号
1		登録・認定・非公認	
2		登録・認定・非公認	
3		登録・認定・非公認	
4		登録・認定・非公認	
5		登録・認定・非公認	
6		登録・認定・非公認	
7		登録・認定・非公認	
8		登録・認定・非公認	
9		登録・認定・非公認	
10		登録・認定・非公認	
11		登録・認定・非公認	
12		登録・認定・非公認	
13		登録・認定・非公認	
14		登録・認定・非公認	
15		登録・認定・非公認	
16		登録・認定・非公認	
17		登録・認定・非公認	
18		登録・認定・非公認	
19		登録・認定・非公認	
20		登録・認定・非公認	

認証書類等再交付申請書

東村長 宛

登録・認証番号

事業者名

氏 名

印

住 所

連絡先

※公認ガイドの再交付の場合は、事業者名欄は、記載不要

※登録エコツアー事業者の再交付の場合は、氏名は、代表者氏名及び印とする。

私は、下記の理由により登録エコツアー事業者登録書／公認ガイド認証証書等の再交付を申請します。

記

1 認証書類等の再交付を申請する区分

登録エコツアー事業者

公認ガイド

2 再交付の理由

3 再交付前の登録書等の返却 有 ・ 無

一時休止届け書

東村長 宛

登録・認証番号

事業者名

氏 名

印

住 所

連絡先

※公認ガイドの一時休止の場合は、事業者名欄は、記載不要
※登録エコツアー事業者の一時休止の場合は、氏名は、代表者氏名及び印とする。

私は、下記の理由により登録エコツアー事業者/公認ガイドとしての活動の一時休止を届け出ます。

記

1 活動を一時休止する区分(該当するものに○を付ける。)

登録エコツアー事業者

公認ガイド

公認ガイド及び自身が代表者となっている登録エコツアー事業者

2 一時休止の理由

3 一時休止の期間（予定）

東村登録エコツアー事業者再登録申請書

東村長 宛

登録番号

事業者名

代表者氏名

印

住 所

連絡先

私は、一時休止をしていた登録エコツアー事業者としての活動の再開に当たり、東村登録エコツアー事業者として再登録を申請します。

再登録に必要な要件と提出書類

要件	書類	チェック
村長が証する納税証明書の写し	個人事業主：代表の村税の納税証明書の写し 法 人：法人住民税（村税）	
更新申請以前の直近1年間の年間100日以上のエコツアーの開催実績	エコツアー実績記録簿（第1-2号様式） ※次回更新までに要件を満たして提出すること	
エコツアー中に発生し得る事故に対応する1億円以上の損害賠償保険に加入していることを証明する書類	損害賠償保険の保険証の写し等	
エコツアー利用者のための傷害保険に加入していることを証明する書類	傷害保険の保険証の写し等	
所属する公認ガイド及び公認を受けていない所属ガイドの氏名及び住所の一覧	所属エコツアーガイド名簿（第1-3号様式）	

認証取消／抹消届出書

東村長 宛

登録・認証番号

事業者名

氏 名

印

住 所

連絡先

※公認ガイドの取消しの場合は、事業者名欄は、記載不要

※登録エコツアー事業者の取消しの場合は、氏名は、代表者氏名及び印とする。

下記の理由によりエコツアーガイド業を行うことができなくなったため届け出ます。

記

1 認証を取り消す区分及び理由（それぞれ該当するものに○を付ける。）

区分	理由	区分	理由
登録 エコツアー 事業者	1 エコツアーガイド業を廃業するため。	公認 ガイド	1 エコツアー事業を廃止したため。
	2 公認ガイドが死亡したため。		2. 再度の登録申請を行わないため。
	3 条例第6条に定められている欠格事由に該当する者となったため。		
	4 心身の障害によりその業務を適正に行うことができなくなったため。		

※登録エコツアー事業者の代表者である公認ガイドが、双方を同時に取り消す場合は、双方に○を付ける。

<概要>

2 添付書類等

- (1) 登録エコツアー事業者の登録書／公認ガイドの認証証書（該当するもの）
- (2) 貸与物品等

年 月 日

事業者名

代表者名 様

東村長

印

東村登録エコツアー事業者登録取消し等通知書

貴社の登録は、下記の理由により抹消（停止・失効）されますので通知します。

抹消後は、貴社のエコツアー事業に係る東村登録エコツアー事業者の名称の使用は、一切認められません。東村登録エコツアー事業者登録書等及び貸与物品は、返納してください。

記

1 抹消の理由

- (1) エコツアー事業を廃止したため
- (2) 条例第11条及び第12条の届出を怠ったため
- (3) 虚偽又は不正の事実に基づいて認証を受けたため
- (4) 条例又は関係法令の規定に違反していることが認められたため
- (5) 観光旅行者等、又は地域住民に故意又は重過失による著しい損害を与えたため
- (6) 村内における公の秩序又は善良の風俗を著しく害したと認められるため
- (7) 条例第7条に掲げる信用失墜行為等が認められたため

2 認証の抹消（停止・失効）の日及び期間

第7-1号様式（第4条関係）
第7-1号様式（第4条関係）

東村公認ガイド認証申請書				
			年 月 日	
東村長 宛				
東村公認ガイド利用推進条例第17条第1項（又は第20条第1項）の規定により、東村における公認ガイドの認証（又は認証の更新）を受けたく、次のとおり申請します。				
氏名			印	
申請者		住所		
連絡先		電話番号		
		FAX番号		
		E-mail		
申請の種類 ※該当する種類に○を付ける。	1 新規（東村公認ガイド利用推進条例第17条第1項の規定による申請）			
	2 更新（東村公認ガイド利用推進条例第20条第1項の規定による申請）			
IoTガイドの確認 ※更新の場合のみ記載	登録年月日	年 月 日		
	登録番号			
所属している 登録IoT事業者①	名称			
	住所			
	連絡先等	電話番号		
		FAX		
		E-mail		
HP				
所属している 登録IoT事業者②	名称			
	住所			
	連絡先等	電話番号		
		FAX		
		E-mail		
HP				
所属している 登録IoT事業者③	名称			
	住所			
	連絡先等	電話番号		
		FAX		
		E-mail		
HP				
所属している 登録IoT事業者④	名称			
	住所			
	連絡先等	電話番号		
		FAX		
		E-mail		
HP				

申請するエコツアーガイドの種別	登録ガイド / 認定ガイド		
該当するエコツアーの種類 (施行規則別表第1)	1) 水域において人力で操船するボート等を用いるガイドツアー		
	2) リバートレッキングやシャワークライミング等の水辺を散策するガイドツアー		
	3) 森トレッキングや里山散策等の陸域の散策を行うガイドツアー		
	4) その他施行規則第2条第2項のエコツアーに当てはまるガイドツアー		
	5) 上記1) から4) までのガイドツアーを2つ以上組み合わせたもの		
エコツアーガイドとして活用する村内の全ての自然観光資源 ※利用する全ての自然観光資源に○を付ける/13 その他には具体的な資源名を記入すること			
1 慶佐次川のマングローブ	2 ヒルギ公園遊歩道	3 有銘湾	
4 福地ダム	5 カタナバー	6 ウコール山	
7 福地川周辺	8 博物館周辺	9 ウツパマビーチ	
10 新川川	11 玉辻山登山道	12 ながはま海岸	
13 その他 ()			
エコツアーガイドとして提供する全てのアクティビティ ※提供する全てのアクティビティに○を付ける。			
1 カヌー・カヤック	2 リバートレッキング/シャワークライミング	3 自然・生き物観察	
4 スタンドアップパドル	5 サパニ体験	6 シュノーケリング	
7 サイクリング	8 森トレッキング	9 釣り	
10 星空観察	11 里山散策	12 磯遊び	
13 その他のアクティビティ ()			

添付書類 申請に当たっては、新規の場合には施行規則別表第4、更新の場合には別表第6に記載されている書類を添付すること。

年 月 日

地域貢献活動証明書

氏名 _____ 様

地域貢献活動証明団体

地域貢献活動証明者氏名 _____ ⑩

あなたは、今回の活動において下記のとおり活動したことを証明いたします。

記

- 1 活動日時 年 月 日 : ~ :
- 2 活動場所
- 3 活動内容

※本紙は、1枚で上記のもの1人を証明するものとする。
※本紙は、東村の公認ガイドの認証手続に使用できるものとする。

第7-3号様式（第3条、第4条関係）

第7-3号様式（第3条、第4条関係）

エコツアー実績記録簿（ガイド名

登録/認定）

	日付	ツアー開始時間	場所	エコツアーの内容	備考
1	年 月 日	: ~			
2	年 月 日	: ~			
3	年 月 日	: ~			
4	年 月 日	: ~			
5	年 月 日	: ~			
6	年 月 日	: ~			
7	年 月 日	: ~			
8	年 月 日	: ~			
9	年 月 日	: ~			
10	年 月 日	: ~			
11	年 月 日	: ~			
12	年 月 日	: ~			
13	年 月 日	: ~			
14	年 月 日	: ~			
15	年 月 日	: ~			
16	年 月 日	: ~			
17	年 月 日	: ~			
18	年 月 日	: ~			
19	年 月 日	: ~			
20	年 月 日	: ~			

東村公認ガイド 技能証明書類

ガイド名（ ）

認定を受けるエコツアーの種類と具体的な提供内容

エコツアーの種類	提供するアクティビティ	利用する自然観光資源	登録／認定
			登録／認定

※第7-1号様式で申請した自然観光資源及びアクティビティを全て網羅する形で記入すること。

※裏面の表に掲げられている必要な知識や技術を有することを証明する書類を添付すること。

※登録ガイドの技術・知識のうち、カヤック／カヌーの技術・知識、又は水辺／陸域の散策ツアー、サイクリングツアーのセーフティートークについては、推薦人2人が確認し、証明すること。

（別紙：登録ガイド技術・知識チェックシート）

エコツアーガイドとして必要な知識や技術

エコツアーの種類	登録ガイド	認定ガイド
<p>1) 水域において人力で操船をするボート等（カヤック、カヌー、スタンドアップパドルボード、ヨット等）で村内の自然・文化資源を観察・体験するガイドツアー</p>	<p>・カヤック／カヌー（シットオン） 転覆したカヤックのレスキュー／セルフレスキュー／カヤックのけん引／パドルレクチャー／セーフティートーク ・カヤック／カヌー（リジット） シットオンの技術に加えて、ロール ・SUP SIJ LEVEL1 インストラクター／SUPA ベーシックインストラクター ・その他（ヨット等） 利用する自然観光資源でのツアー実績 5 回／年以上（第 7- 3 号様式）</p>	<p>・カヤック／カヌー 沖縄県カヌー・カヤック協会認定ガイド資格／JRCA リバージュニア資格以上／JSCA ベーシック資格以上 ・SUP SIJ LEVEL2 インストラクター以上／SUPA アドバンスインストラクター以上 ・その他（ヨット等） 二級小型船舶免許 水難救助員 年間 40km 以上の航行（航海記録等）</p>
<p>2) リバートレッキング等の水辺で村内の自然・文化資源を観察・体験するガイドツアー</p>	<p>利用する自然観光資源でのツアー実績 5 回／年以上（第 7- 3 号様式） セーフティートーク</p>	<p>利用する自然観光資源でのツアー実績 20 回／年以上（第 7- 3 号様式） 水難救助員 WMA 野外災害救急法ベーシックレベル WFA 以上</p>
<p>3) 徒歩や軽車両等を用いて村内の自然・文化資源を観察・体験する陸域のガイドツアー（森トレッキング、里山散策、自然観察等）</p>	<p>利用する自然観光資源でのツアー実績 5 回／年以上（第 7-3 号様式） セーフティートーク</p>	<p>利用する自然観光資源でのツアー実績 20 回／年以上（第 7-3 号様式）</p>
<p>4) その他、規則第 2 条第 2 項のエコツアーにあてはまるガイドツアー</p>	<p>その分野のツアーガイドとして、必要であると考えられる最低限の知識と技術について、専門家等の意見を参考に、関係機関で協議の上、基準を設ける。</p>	<p>ツアーリーダーとして、必要であると考えられる最低限の知識と技術について、専門家等の意見を参考に、関係機関で協議の上、基準を設ける。</p>
<p>5) 上記 1) から 4) のガイドツアーを 2 つ以上組み合わせたもの</p>	<p>1) ～4) の各技能のうち、該当するもの</p>	<p>1) ～4) の各技能のうち、該当するもの</p>

※表に掲げている資格や技術と同等かそれ以上ものでよしとする。

※登録ガイドについては、3 回目からの更新の際には、ツアー実績の提出のみでよしとする。

※資格やイベント参加等については、認定証や参加証明書等のコピーを提出すること。

別紙：登録ガイド 技術・知識チェックシート

ガイド（氏名： ）が以下の技術を有することを証明します。

推薦人：

推薦人：

1) カヤック/カヌー

パドリング技術

- フォワードストローク リバースストローク スweepストローク

セルフレスキュー

- 転覆艇のリカバリー 再乗艇 ロール（リジット）

ゲスト艇のレスキュー

- 転覆艇のレスキュー タンデム艇に2人乗せた状態でのけん引

パドルレクチャー

- 前進・バック・ターン（スweep・スターンラダー）についてスムーズに説明できる。

セーフティートーク

- PED/PFDの着用の説明 カヤックの乗り方・降り方 左右への体重移動の注意
万が一転覆した際の姿勢（フローティングポジション）の説明

2) 水辺の散策ツアー（セーフティートーク）

- 水辺での転倒しにくい歩き方

（走らない、岩場から岩場に飛び移らない、一步一步足元を確認しながら慎重に歩く。）

- ハブ・ヒメハブなど危険生物への注意喚起 ハブに出会った場合の安全な距離

3) 陸域の散策ツアー（セーフティートーク）

- ハブ・ヒメハブなど危険生物への注意喚起 ハブに出会った場合の安全な距離

- 毒性植物（クワズイモ・ハゼノキ・オキナワキョウチクトウなど）の説明

東村公認ガイド事業共通ルール同意書

東村長 宛

私は、下記の公認ガイドとしての心得を尊重し、ガイド事業共通ルールの遵守に同意して、適正にガイド事業を遂行することを誓約いたします。

また、東村公認ガイド利用推進条例の目的及びその他各種法令の趣旨を理解した上で、同条例第6条に定める欠格事由に将来にわたり該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

公認ガイド心得

東村公認ガイドとして、東村が誇る豊かな自然環境及び歴史文化資源の価値を十分に理解し、地域資源を保全しながら利活用することで、東村の持続的な地域振興の重要な担い手となります。また、その地域資源の保全に最大限配慮しながら、その魅力を観光旅行者に伝える存在であるという自覚のもとに、集落の慣習や地域経済等を含めた地元地域を最大限尊重し、集落等が主催する行事又は活動への参画や地域住民の豊かな暮らしを守る行動を心掛ける等、地域社会の持続的な振興に貢献するべく努めます。

ガイド事業共通ルール

- 1 利用者の安全を最優先に考え行動する。
- 2 安全なツアーを実施できるように、日頃から健康管理に努める。
- 3 安全にツアーを遂行することができないような気象条件の場合には、ガイド活動は行わない。
- 4 利用する地域資源の利用ルールを遵守する。
- 5 やんばる国立公園等に関わる環境保全関係法令を遵守する。
- 6 特定資格を必要とする活動については、資格を有さない者は、ガイド活動を行わない。
- 7 けが・事故には、ガイド同士協力しあって対処する。
- 8 野生動物に餌を与えない。
- 9 動植物の密猟又は盗掘を行わない。
- 10 心得や共通ルールに基づいて、来訪者に対してより良い利用の協力を促す。
- 11 ガイドの活動する地域の住民等とのトラブルや苦情が発生しないよう、十分に配慮する。
- 12 ほこらなどの神聖な場所の環境を汚さない。
- 13 万が一の時に備えて、各フィールドに合わせた救急道具を装備する。
- 14 ツアーに当たって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝え、ガイドの指示に従えないツアー客は、ツアーに参加させない。
- 15 心身の状態からツアー参加や継続が難しいと判断されるツアー客は、参加を断る、あるいは途中棄権を促す。

東村公認ガイド地域資源フィールド利用ルール同意書

東村長 宛

私は、東村が誇る豊かな自然環境及び歴史文化資源の価値を十分に理解し、それら地域資源の保全に最大限配慮しながら、その魅力を観光旅行者に伝える存在であるという自覚のもとに、利用する地域資源ごとに設けられたフィールド利用ルールの遵守に同意して、適正にフィールドを利用することで、持続可能な地域資源の利活用と地域社会の振興に貢献することを誓約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

利用する自然観光資源

- | | | |
|---------------|------------|-----------|
| 1 慶佐次川のマングローブ | 2 ヒルギ公園遊歩道 | 3 有銘湾 |
| 4 福地ダム | 5 カタナパー | 6 ウコール山 |
| 7 福地川周辺 | 8 博物館周辺 | 9 ウッパマビーチ |
| 10 新川川 | 11 玉辻山登山道 | 12 ながはま海岸 |
| 13 その他（ | | ） |

※第7-1号様式で申請したフィールドについて全て選択すること。

※フィールド利用ルールが設けられていない地域資源については、ガイド事業共通ルールを基本とし、必要な場合は、利用している公認ガイド及び登録エコツアー事業者で利用ルールを策定し、関係機関などの了承を得ること。

公認ガイドとしての資質に関する推薦状

東村長 宛

被推薦者について、公認ガイドにふさわしい資質を有していることを次のとおり確認しましたので、東村公認（登録・認定）ガイドに推薦します。

<被推薦者>

住 所

氏 名

※確認後、レ点を入れてください。

- 自然関連法令、生物多様性に関する知識を有する。
- 地域社会への貢献の重要性について理解している。
- 高いインタープリテーション能力を有する。
- 地域の自然観光資源（自然・文化）に関する知識を有する。
- ツアー利用者のけが等に対応できる救急救命の技術及び知識を有する。
- 案内するエコツアーの種類に関する専門的な知識及び技術を有する。

<推薦者>

住 所

氏 名

印

第7-8号様式（第4条関係）
 第7-8号様式（第4条関係）

認定を受けるガイド活動に関する広報用の情報

認定を受ける専門のエコツアー		顔写真 ※データを持参又は添付してください。なお、提供いただいた情報・画像については、東村が作成する各種媒体へ掲載する目的以外で使用しません。		
フリガナ				
氏名				
住所	〒			
ガイド実績	過去1年間で約	回	ガイド歴	年
その他の取得資格 (取得年も記入)				
自己PR				
問合せ先	TEL: FAX: E-mail: URL: (ホームページがある方は、記載してください。)			

公認を受けるツアーの主な内容		
主なツアー内容 と料金の目 安	ツアー名称・内容	所要時間： 時間 分
	料金	催行人数： 人～ 人
	その他の特記事項（割引やアピールポイントなど）	
	ツアーの状況写真（データ提供をお願いします。） ※ 肖像権などのトラブルは、申請者に帰属します。	

公認を受けるツアーの主な内容		
主なツアー内容 と料金の目 安	ツアー名称・内容	所要時間： 時間 分
	料金	催行人数： 人～ 人
	その他の特記事項（割引やアピールポイントなど）	
	ツアーの状況写真（データ提供をお願いします。） ※ 肖像権などのトラブルは、申請者に帰属します。	

公認を受けるツアーの主な内容		
主なツアー内容 と料金の目 安	ツアー名称・内容	所要時間： 時間 分
	料金	催行人数： 人～ 人
	その他の特記事項（割引やアピールポイントなど）	
	ツアーの状況写真（データ提供をお願いします。） ※ 肖像権などのトラブルは、申請者に帰属します。	

第8号様式（第4条関係）
第8号様式（第4条関係）

年 月 日

東村長 宛

住 所

氏 名

印

連絡先

東村公認ガイド認証記載事項変更届出書

私は、東村公認ガイド認証証書の記載に関し、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1 変更の理由：

2 変更箇所：

3 添付書類： 記載事項の変更の事実を証する書類

東村公認ガイド再認証申請書

東村長 宛

認証番号

氏 名

印

住 所

連絡先

私は、一時休止をしていたエコツアーガイドとしての活動の再開に当たり、東村公認エコツアーガイドとしての再認証を申請します。

再認証に必要な要件

再認証の要件	チェック
認証期間中に年1回以上の公認ガイド基礎講習会への参加 ※再開届提出後1年以内に要件を満たして、参加証明書を提出すること。	
認証期間中に別表第5に掲げる規定回数以上のスキルアップ講習会への参加 ※再開届提出後1年以内に要件を満たして、参加証明書を提出すること。	
認証後も継続したツアー開催実績（エコツアー実績記録簿（第7-3号様式）） （登録ガイド10回以上/年、認定ガイド100回以上/年） ※再開届提出後1年以内に要件を満たして、必要書類を提出すること。	
救急救命の知識・技術の習得（別表第4の救急救命講習等の受講又は資格の習得）	
各種エコツアーを実施する上で必要だと考えられる知識や技術を有することを証する書類	
認証期間中に年6回以上の地域に貢献するボランティア活動への参加（地域貢献活動証明書（第7-2号様式）） ※再開届提出後1年以内に要件を満たして、必要書類を提出すること。	

年 月 日

様

東村長

印

東村公認ガイド認証抹消等通知書

貴殿の公認ガイドの認証は、下記の理由により抹消（停止・失効）されますので通知します。抹消後は、貴殿のガイド業に係る東村公認ガイドの名称の使用は、一切認められません。東村公認ガイド認証証書等及び貸与物品は返納してください。

記

1 抹消の理由

- (1) エコツアーガイド業を廃止したため
- (2) 公認ガイドが死亡したため
- (3) 条例第6条の欠格事由に該当するものとなったため
- (4) 心身の障害によりエコツアー業を適正に行うことができないと認められるため
- (5) 虚偽又は不正の事実に基づいて認証を受けたため
- (6) 条例第7条に掲げる信用失墜行為が認められたため

2 認証の抹消（停止・失効）の日及び期間